

# 小規模事業者政策に関する 制度的枠組みについて

平成25年12月

中小企業庁

# 目次

1. 小規模企業の振興のための基本法の検討に向けて
  - (1) 基本法の一般的な構造
  - (2) 基本原則
  - (3) 基本計画
  - (4) 基本的施策
  
2. 小規模企業に対する基本的な施策の実施に向けて
  - (1) 論点
  - (2) 関係する法律

# 1. 小規模企業の振興のための基本法の検討に向けて

## (基本法の一般的な構造)

### <総則>

- 目的
- 定義
- 基本理念／基本原則
- 国・地方自治体、関係者等の責務
- 実態調査等

### <基本計画>

- 基本計画の策定方法、国会への報告等

### <基本的施策>

- 国による具体的施策

### <行政組織>

- 新たな組織の設置等

### <審議会>

- 新たな審議会の設置、審議事項等

# 1. 小規模企業の振興のための基本法の検討に向けて

(論点1) 基本原則をどのように定めるべきか。

<案>

- 小規模企業が我が国経済の発展において果たす重要な役割に鑑み、地域経済の自立的発展を促進しつつ、小規模企業者の事業の持続的な発展を図ること。その際、企業体として組織体制が整備されていない事業者の着実かつ円滑な事業の実施を支援すること。

※中小企業基本法との関係

- ー中小企業基本法は、企業の「成長発展」を基本理念としているところ、新たな基本法においては、企業体としての規模の拡大のみならず、雇用の維持、技術や知見の向上等を含む「小規模企業の事業の持続的発展」を目的とする。
- ーその中で、総体としての「小規模企業」のみならず、個々の事業者に着目し、個人の技術や経験を活かして事業を営んでいるような小さな事業者の「着実かつ円滑な事業の実施」を目指すこととする。

# 1. 小規模企業の振興のための基本法の検討に向けて

(論点2) 中長期的に政策の一貫性・透明性を担保し、小規模企業にとって活動しやすい環境を整備するため、基本計画を定めるべきではないか。その場合、計画をどのように定めるか。

## <案>

- ・ 中長期的な一貫性を担保するため、5年単位の計画を策定
- ・ 中小企業政策審議会に諮り、国会に報告
- ・ 計画の実施状況につき、毎年レビュー

## 【計画の内容（例）】

1. 小規模企業振興のための施策の目標
2. 小規模企業振興のための施策の体系  
(基本的施策に沿った具体的施策の整理)
3. 小規模企業への支援体制  
(国、都道府県、市区町村、各支援機関に期待される役割及び連携のあり方)

# 1. 小規模企業の振興のための基本法の検討に向けて

(論点3) 基本的施策として何を盛り込むべきか。

<案>

- ①需要の開拓(販路拡大、新製品・サービスの開発、IT活用等)
- ②新陳代謝の促進(起業・創業、事業承継・第二創業、人材の確保・育成、円滑な事業の終了)
- ③地域経済の活性化に資する事業の促進(地域資源の発掘・共有・活用、地域の多様な需要への対応、域外の需要の獲得)
- ④適切な支援体制の整備(地域経済団体、金融機関、先輩経営者等の連携、関係省庁間の連携)

# 1. 小規模企業の振興のための基本法の検討に向けて

## 中小企業基本法

基本理念：中小企業の多様で活力ある成長発展を図ること（第3条第1項）

小規模企業に対する中小企業施策の方針（第8条）

- ①地域の小規模企業の持続的な事業活動の支援、多様な需要に応じた事業活動の活性化
- ②着実な成長発展を実現するための環境整備
- ③小規模企業の経営の状況に応じた必要な配慮

基本的施策（第2章）：

①経営の革新及び創業の促進

②中小企業の経営基盤の強化

③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

④資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

## 新たな基本法

基本原則：小規模企業が我が国経済の発展において果たす重要な役割に鑑み、地域経済の自立的発展を促進しつつ、小規模企業者の事業の持続的な発展を図ること。その際、企業体として組織体制が整備されていない事業者の着実かつ円滑な事業の実施を支援すること。

基本計画

基本的施策：

①需要の開拓

②新陳代謝の促進

③地域経済の活性化に資する事業の推進

④適切な支援体制の整備

## 2. 小規模企業に対する基本的施策の実施に向けて

(論点) 基本的施策をどのように具体化していくか。

- (1) ①需要の開拓(販路拡大、新製品・サービスの開発、IT活用等)、②新陳代謝(起業・創業、事業承継・第二創業、人材の確保・育成、円滑な事業の終了等)といった個社の取組を進めていくためにはどうすれば良いか。
- 例えば「需要の開拓」について、小規模企業の多くは自社の拠点を大きく移すことは困難な中で、地域に今ある顧客のニーズを反映し、商品やサービスのあり方を変えることが重要ではないか。また新たに商圈を移す場合には、IT等も活用した効率的な事業展開が求められるのではないか。
  - また「新陳代謝」については、女性や若者、OB人材など、多様な人材の活用に向け、これらの人材が働きやすいような環境の整備を図るとともに、事業承継や事業の終了に向けた早めの準備等を進めるべきではないか。
  - 以上の施策を効果的に実施するためには、小規模企業自身の取組が不可欠。このような努力を引き出していくためにも、小規模企業自身による「経営計画」策定及び着実な実施を、支援機関が伴走しながら支援する取組を全国で展開すべきではないか。

## 2. 小規模企業に対する基本的施策の実施に向けて

- (2)③小規模企業の活性化のためにも、小規模企業とその他の主体が連携し、地域全体の活性化につながるような事業を推進していくことが必要ではないか。
- 例えば、小規模企業が、自らの利益のみならず地域の活性化にも貢献するよう、地域資源の活用や地域の需要に応える事業、地域の課題を解決するような事業を促進していくべきではないか。
  - こうした事業を効果的に行う観点からは、小規模企業同士の連携・事業の共同化のみならず、小規模企業と当該地域の中規模企業者、NPO、大学その他の多様な主体との連携・事業の共同化も後押しすべきではないか。

## 2. 小規模企業に対する基本的施策の実施に向けて

- (3)④多様化・複雑化する小規模企業の課題を解決につなげていけるよう、既存の機関やネットワークを活用しながら、支援体制の整備を図るべきではないか。
- 小規模企業に対して施策を講じる上では、地域の経済団体たる商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合等や、地域の土業・金融機関を活用することが不可欠。これらの支援機関が、他の支援機関との連携を強化することによって、具体的な解決につながるような支援を実施していくべきではないか。
  - 中小機構や国・県単位の支援組織とどのように連携すべきか。

## 2. 小規模企業に対する基本的施策の実施に向けて

(関係する法律)

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5年制定)

<概要>

- 地域の総合経済団体たる商工会及び商工会議所が、自らの組織・機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を行うことを促進することにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律。
- 商工会・商工会議所が実施する支援事業の実効性を高めるため、国が、中小企業政策審議会の意見を聴きながら、「基本的な指針」を定めることとしている。

<支援の内容>

- 近代的経営管理方法を用いた小規模事業者の経営管理に係る指導、新たな事業展開に必要な情報の提供
- 事業の共同化等に寄与する施設の設置、維持、運用
- 商工会以外の者が行う支援事業との連携 等

## 2. 小規模企業に対する基本的施策の実施に向けて

### (課題)

- 平成5年以降、商工会・商工会議所は主に都道府県からの補助で事業を実施しているが、小規模事業者の経営課題は変質してきている(経営管理のみならず、経営戦略策定・実施が大きな課題に)。
- 経営課題が複雑化・高度化する中で、支援能力の向上の取組、他の支援機関とも連携した広域的な支援のネットワークの構築など、商工会・商工会議所による新たな取組を展開していくための仕組みが必要。

### (対応の方向性(案))

- 小規模事業者による需要開拓や経営承継等のため、必要に応じて他の支援機関等とも連携しながら、小規模事業者による経営計画の策定・実施を支援する商工会・商工会議所の支援計画を国が認定。
- 認定を受けた商工会・商工会議所に対し、中小機構による情報提供を行うとともに、成功事例の横展開を図る。